

令和2年2月28日

指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所
管理者 様

諏訪広域連合
介護保険課長

新型コロナウイルス感染予防に伴う居宅介護支援の対応について（通知）

日頃より、諏訪広域連合介護保険事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、新型コロナウイルスの感染リスク防止のため、下記のとおりご対応をお願いします。

記

1 サービス担当者会議等による専門的意見の聴取についての対応

(1) 新型コロナウイルス感染のまん延を防止する観点から、各サービス担当者が一堂に会するサービス担当者会議は行わず、基準条例による「やむを得ない理由がある場合」として取扱い、意見照会での対応としてください。

(2) 「利用者の状況等に関する情報を担当者間で共有する」ことがサービス担当者会議の本来の趣旨であるため、文書若しくは電子メール、電話等によって必ず意見照会を行い、その結果を記録し、2年間保存してください。

※令和2年2月27日付けで通知した内容について、「担当者会議を開催しないことも可能とする」としておりましたが、今回、感染リスク防止の観点から複数名が一堂に会して行うサービス担当者会議の開催を行わない取扱いとしました。

2 モニタリングの実施について

(1) モニタリングについては、通常どおり実施してください。

(2) ただし、本人及び家族又は入居している有料老人ホーム等から訪問を控えるよう依頼があった場合については、基準条例による「モニタリングできない特段の事情」として取り扱い、その旨を支援経過記録等に残してください。

なお、その場合でも電話等により利用者の状況やサービスの進捗状況等、モニタリングを行い、その結果を記録し、2年間保存してください。

3 適用期間

令和2年3月31日まで（令和元年度）

なお、令和2年4月1日以降の対応については、感染の動向により改めて通知します。

諏訪広域連合 介護保険課
事業所指導・支援係 五味・宮田・高橋
TEL : 0266-82-8162（直通）
FAX : 0266-71-2071
e-mail : kaigo@union.suwa.lg.jp